

短期大学図書館の自己点検・評価に関する研究
短期大学基準協会による第三者評価報告書の比較検討
平成20年度から平成22年度を中心に

木内公一郎 齊藤誠一 坂本恭子 松尾昇治

1. 短期大学基準協会による第三者評価の分析

(財)短期大学基準協会による第三者評価は、短期大学の主体的な改革・改善を支援し、教育の質の向上・充実に資することにより、短期大学教育の継続的な質の保証を図ることを目的に平成17年度より毎年実施されている。その評価結果は(財)短期大学基準協会より年度ごとに「第三者評価結果報告書」として公表されている。本研究は、平成20年度から平成22年度の評価結果を中心として、どのような評価がされているかを分析調査したものである。

平成20年度から22年度まで使用された「短期大学評価基準 平成20年5月改訂」を基に、その中に示されている10の評価領域のうち、図書館の運営、業務等を対象とする第 領域「教育の実施体制」に着目して、その下位の評価項目として設定されている「7つの評価の観点」に分析のためのキーワードを与えた。

さらに、評価結果の事由には、「優れていると判断される事項」「向上・充実のための事項」「早急に改善を要すると判断さえる事項」の三つの意見が付されているので、評価対象校において指摘された三つの意見の中に上記キーワードがどのように分布しているかの集計をおこなった。

その結果は、「特に優れた試み」では、施設・設備 特色ある活動 利用促進が上位3位となった。「向上・充実の課題」では、蔵書の充実 利用促進 施設・設備の順となった。「早急に改善を要する事項」は0件であった。

つぎに、三つの意見のなかで指摘された上位3位のキーワードに指摘された事例の主なものを取り上げて説明した。このところでは、研修参加者に説明の協力をお願いできた。

2. 平成24年度から適用される新しい評価基準

短期大学の評価が一巡したことから、平成24年度より新しい「短期大学評価基準 平成22年7月改定」が実施される。新しい基準では、10の評価領域に代わり、四つの基準および三つの選択的評価基準が示されている。図書館に関わる基準としては、基準 「教育課程と学生支援」および基準 「教育資源と財的資源」が関係する。その評価ポイントについて説明をおこなった。

3 . 研究のまとめとして6項目を提示しておく。

- ・「特に優れた試み」と評価される事項は、年度ごとに増えている。
- ・特色ある教育や企画、蔵書、施設・設備は、評価委員の注目を引く事項である。
- ・他の評価領域（ 以外 ）においても、図書館評価の記述がある。
- ・図書館として当然のサービスや事業に対して、優れた評価がされている。
- ・図書館に対する評価委員の関心の度合いが、評価に反映されている。
- ・図書館の < 評価の観点 > が、十分に評価に反映されていない。

ここまでの発表は松尾昇治が行った。

4 . 評価委員に対する聞き取り調査

つぎに、齊藤誠一より平成21年度評価委員に対する半構造化インタビューの報告をおこなった。評価委員が図書館を評価するときのスタンスおよび評価報告書における「図書館」の位置づけは少し低いということが指摘された。そして、当該評価委員の場合、図書館評価のポイントとして、大学のカリキュラムと連動した図書館の取り組み、図書館活用講座（利用教育）の実施、雑誌のタイトル数、洋書の所蔵状況、図書館施設・設備の評価、読書支援スタンプラリー、選書ツアー等の特徴的な企画、地域貢献をあげている。